

備考	東京都練馬区田柄4-16-25 リキゲン-32-B 18
住所書換	令和元年5月16日 東京都住宅政策本部住宅企画部
東京都	練馬区北町8-21-20
トスド-ル602	住扱登換 令和4年7月26日 東京都住宅政策本部民営住宅部

注意事項

- 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 本証は他人に貸出し、又は譲渡してはならない。
- 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。